

平成27年度

包括外部監査結果報告書の概要

奈良県の公教育に関する財務事務について

平成28年3月

奈良県包括外部監査人

小林 礼 治

第 1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

奈良県の公教育に関する財務事務について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 26 年度（自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 27 年度の一部についても監査対象とする。

3. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

地域振興部（教育振興課）、教育委員会事務局各課、県立高等学校（現地往査対象として、奈良高等学校、平城高等学校、青翔高等学校を選定）及び私立高等学校（現地往査対象として、3 校を選定）

(2) 主な監査手続

教育振興課

- ① 私立高等学校に係る委託費、補助金等の事務に係る手続が、関係法令・規則に準拠しているか。
- ② 私立高等学校に対する検査・指導・監督が適切に行われているか。
- ③ 私学助成が助成の趣旨に照らし効果のあるものとして機能しているか。

教育委員会事務局

- ① 委託費、補助金等の事務に係る手続が、関係法令・規則に準拠しているか。
- ② 学校施設等の備品購入、現物管理、処分は適切に行われているか。
- ③ 退職手当等を含む人件費の処理は適切か。
- ④ 私費会計（修学旅行積立金等）の管理は適切に行われているか。
- ⑤ 未収金（高等学校授業料等）及び奨学金貸付金の債権管理は適切に行われているか。

県立高等学校・私立高等学校共通

- ① 県立高等学校と私立高等学校の取り組みについて情報交換する仕組みは整備されているか。
- ② 県立高等学校と私立高等学校の教育上の取り組みを比較し、互いに導入すべき要素はあるか。
- ③ 県立高等学校と私立高等学校の各種指標を比較し、互いに考慮すべき事項はあるか。

第2. 全般的な意見

1. 私立学校教育経常費補助金について

(1) 私立学校教育経常費補助金の効果的な交付に係る分析

①分析の目的と手法

ア) 分析の視点

生徒数・教職員数・定員充足率・受験倍率といった定量的指標をもとに、それらが県の私立学校教育経常費補助金との間に相関関係を有しているか否かを判定する。

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校について、私立学校教育経常費補助金と定量的指標との間に相関関係が認められた場合、私立学校教育経常費補助金は有効に機能していると考えられることとする。

イ) 分析の指標

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校と、定量的指標の関係性について、下記の仮説を立てる。

これらの指標について、補助金との間の相関関係を図る。

定量的指標	教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校
受験倍率	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど受験倍率は上昇する
定員充足率	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど定員充足率は上昇する
政策推進加算受給数	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど政策推進加算制度を活用している
教員1人当たり生徒数	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど手厚い教育を実現していることから、教員1人当たり生徒数は減少する
生徒1人当たり補助金	教育条件の維持向上のためには、生徒1人当たり補助金は同額で推移する

ウ) 分析結果

指標の分析結果は以下のとおりである。

補助金増減額との相関性を分析した指標	第1期 平成24年度- 平成25年度	第2期 平成25年度- 平成26年度	補助金との関連	仮説	結論
受験倍率	0.34	0.05	1期:増加する 2期:変わらない	増加する	1期は仮説と一致したが、2期が仮説と不一致である。
定員充足率	0.34	0.33	1期:増加する 2期:増加する	増加する	1期、2期ともに仮説と一致した。
政策推進加算受給数	-	0.26	2期:増加する	増加する	仮説と一致した。
教員1人当たり生徒数	0.16	-0.22	1期:変わらない 2期:減少する	減少する	2期は仮説と一致したが、1期が仮説と不一致である。
生徒1人当たり補助金	-0.59	0.07	1期:減少する 2期:変わらない	変わらない	2期は仮説と一致したが、1期が仮説と不一致である。

②生徒割単価の見直しについて（意見）

私立学校教育経常費補助金の標準的運営費は教職員割がその全体に占める割合は80%以上であるのに対して、生徒割が占める割合は7～8%程度である。つまり、教職員数の増減で補助金額の約80%が決まる仕組みとなっていて、生徒割の占める割合が少なく、その結果、生徒数が増加しているにもかかわらず、補助金はそれほど増えない仕組みとなっていると考えられる。

私立学校の経営の健全化を優先的に考えるのであれば、教職員の補助単価を相対的に高く設定する現在の補助計算式は有効である反面、教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校には、生徒数に応じた補助金が交付されるべきと考えられ、そのためには生徒割の単価を高く設定することが有効であると考えられる。なお、少人数学級制度を採用している高等学校については、標準的運営費の枠ではなくて、政策推進加算の枠組みの中の少人数学級制度等を利用して加算項目として交付することのほうが、より適当ではないかと考えられる。

③私立高等学校の自主目標の設定と評価について（意見）

今回の分析で、現在の私立学校教育経常費補助金は、定員充足率が前期から比較して増加した学校は補助金が増加する傾向にあること、政策推進加算制度を活用した私立高等学校は前期よりも補助金が増加する傾向にあることがわかった。

これらは、教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校は、定員充足率が増加するはずである、また政策推進加算制度を活用するはずであるという当初の仮説と一致したことから、この2つの観点においては、現在の私立学校教育経常費補助金は、有効に補助金が交付されていると考えられる。

一方で、今回の分析は、各種の定量的指標を用いてすべての私立高等学校を統一の視点をもって行ったが、各私立高等学校がその設立目的に沿った独自の運営をしていることを考慮すると、その目的に沿った教育がなされているかどうかを評価すべきである。

したがって、今後は、各私立高等学校が建学の精神に基づいて、それぞれが重要と考える目標について県と私立高等学校で協議し、その目標が達成されたかを測定及び評価のうえ、毎年度県に実績報告させ、それをもとに、私立学校教育経常費補助金が効果的に配分されているかを評価していくことが重要であると考えられる。

（2）政策推進加算及び学校提案型支援加算の項目設定及び効果測定について

①項目設定の判断基準について（意見）

政策推進加算については、申請数が多くなることに一定の意義があるのではないかと考えられるため、申請数が少ない状況が続く項目については、そもそも加算項目として設定することが適当なのかどうかを毎年度見直す必要がある。また、当該加算項目に関連する取り組みが各私立高等学校で積極的に行われ、結果として申請数が増加するよう、また県の推進したい施策が浸透するよう、助言等を行うことが有用と考える。

一方で、人権教育の推進に係る取り組みに対する補助金のように、ほとんどの学校から申請されている項目であれば、申請に応じた補助を行うのではなく、標準的運営費のひとつとして支給する方法もあるのではないかと考える。

同様に、学校提案型支援加算の項目も政策推進加算と同じく、設定する項目の是非を毎年見直すとともに、私立高等学校が当該補助金の項目に関連した事業に積極的に取り組むことで補助金の申請数が増加し、結果として、県の推進したい施策が浸透するよう助言等を行うことが有用と考える。

②効果測定の必要性について（意見）

政策推進加算及び学校提案型支援加算は、一定の成果を期待して支給されているものであることから、補助金を支給したことによる成果を評価することが適切と考えられる。実際に補助金の支給を受けた学校にヒアリングしたところ、その効果を以下のように評価している。

（ケース1）政策推進加算「相談体制の整備の推進」

保護者、生徒、教員が日常的にカウンセラーを利用するとともに、定期的に教員とカウンセラーとの連絡会議を設定し、生徒の状況把握や学校での対応について共有できることで、非常に大きな効果を上げている。

（ケース2）学校提案型支援加算「国際化の推進のための取り組み」

海外姉妹校との交流事業を、より充実したものとすることができた。例えば、平成26年度では双方に移動交流を行い、本学に来日した姉妹校生徒と交流するためのイベントを催した。

これにより、生徒にとっては、同世代の外国人生徒との交流による異文化体験と国際感覚の養成に寄与した。また、教職員においては、長年にわたって実施してきた教育活動が公的に評価を受けたことで、実施担当教員をはじめ、現場教員のモチベーション向上に大きく寄与した。

これらの評価を参考にすると、補助金を受給したことに対する一定の効果があり、補助金支給に意義はあると判断できる。

一方で、県では、補助金対象となった事業の実績の有無等を確認しているものの、その効果を測定することを行っていない（ただし、平成27年度より、学校提案型支援加算について各校に効果測定を義務付けている。）。

まず、政策推進加算は、県が具体的な要件を定めている補助金であることから、その要件を満たすことにより期待される成果に関連する以下のような指標についてアンケート調査等を行い、効果を測定することが考えられる。

政策推進加算	具体的成果指標（案）
人権教育の推進	✓ 人権に対する意識の向上
相談体制の整備の推進 - 基本方針	✓ いじめに悩む生徒数の減少 ✓ 基本方針の理解数の増加
相談体制の整備の推進 - カウンセラー配置	✓ いじめに悩む生徒数の減少 ✓ 相談件数の増加
国際化教育の推進	✓ 海外大学への進学者数の増加 ✓ 海外留学者数の増加 ✓ 海外に関心を持つ生徒数の増加 ✓ 英検合格者数/TOEIC 平均点等の増加
顕著な成績を修めた部活動等に対する加算	✓ 全国大会での成績の向上 ✓ 近畿大会での成績の向上
教育環境の整備の推進	✓ 校内での怪我発生数の減少 ✓ 体力測定値の改善
習熟度別教育等少人数教育に対する加算	✓ 授業中の逸脱者数の減少 ✓ 一日当たり勉強時間の増加
大学等との連携による取り組みに対する加算	✓ 大学進学率の向上 ✓ 教育研究発表数の増加
消費者教育の推進に係る取り組みに加算	✓ 支出に関する意識の向上
キャリア教育に対する加算	✓ 将来の目標を明確に持つ生徒数の増加
地域との連携に取り組む学校に対する加算	✓ 地域住民からの評価の向上 ✓ 地域イベントの開催数の増加
学校評価を行う学校に対する加算	✓ 学校評価サイクルの実効性の向上
経営改善に取り組む学校に対する加算	✓ 収支差額の改善 ✓ 経営改善計画の達成度合いの評価

次に、学校提案型支援加算は、学校側から県の施策推進に関連する事業を提案してもらうものであることから、学校側に具体的な目標や成果指標を提示してもらい、自己評価してもらう方法が考えられる。

2. 県立高等学校の予算について

(1) 県立高等学校の特色ある予算及び弾力的な予算の設定について（意見）

県立高等学校では、学校側が必要と考える予算について、必ずしも弾力的かつ主体的に設定することができる状態にはないが、弾力的な予算を確保することは、学校ごとの特色を出すためには、一定の意義や効果があると思われる。

その具体的な方法として、私立高等学校に対する学校提案型支援加算の方法も参考になる。さらには、私立高等学校における校長裁量予算に類似した仕組みを設けることも有用であると考えられる。

(2) 公費と私費の区分について（意見）

県立高等学校において行われる支出は、通常、税金等で賄われる公費により負担されるもの（公費会計）と生徒個人や育友会（PTA）等が支出する私費により負担されるもの（私費会計）に区分されるが、今回、往査した県立高等学校において、以下のような事例が見られた。

- ✓ 高等学校の特色を打ち出すためのパンフレット作りに関する費用を育友会会費から支出している。
- ✓ 「学校経営計画」の冊子の製本費用を育友会会費から支出している。
- ✓ 教室に設置するエアコンを育友会がリース契約し、使用するとともに、育友会が電気代の負担を行っている。

今後、県立高等学校の設置者である県としては、公費で負担されるべき支出と私費で負担されるべき支出のルール作りに向け、検討を進めることが必要である。

3. 私立高等学校と県立高等学校の比較分析

(1) 県立高等学校の適正な教員数の分析の必要性について（意見）

県立高等学校は私立高等学校に比べて、学級数及び生徒数に対する教員数が相対的に多いことを示唆する結果が表れたため、教育委員会事務局は現在の県立の教員数が適正な数にあるのかについて、原因分析と検討を行うことが望ましい。

4. 学校評価

(1) 私立高等学校の学校評価について

①私立高等学校の学校評価の公表状況について（結果）

自己評価の公表は学校教育法において義務付けられているが、公表していない私立高等学校が2校ある。

既に所轄庁として指導されているとのことであるが、より厳格な対応をすべきである。

②私立高等学校において公表される学校評価情報の高度化について（意見）

私立高等学校における学校評価は、各校によって取り組みも異なるが、ホームページで公表している高等学校も少なく、公表情報自体も限られたものとなっているのが実情である。

私立高等学校の学校評価の取り組みや公表状況についてはより高度化を求め、教育委員会とも連携し、そこで培った学校評価のノウハウ等を利用して研修・指導を行うことが望まれる。

③私立高等学校の学校評価指標について（意見）

私立高等学校の学校評価の様式や評価指標は様々であるが、これは私立高等学校の建学の独自性を尊重する観点からするとやむを得ないものである。

一方で、県の政策目標の取り組みや高等学校間の比較可能性に関する部分を考慮して、共通の学校評価の指標として取り組むことを、私立高等学校に対して協力を要請する必要があると考える。

(2) 県立高等学校の学校評価について

① 県立高等学校の学校評価のホームページにおける公表の状況（意見）

県立高等学校の学校評価の公表について、ホームページで学校評価総括表の公表がない高等学校、最新の学校評価総括表や学校関係者評価を公表していない高等学校が一部に見受けられた。

保護者や地域住民に広く伝えることができるホームページでの学校評価の公表を実施すべきと考える。

② 県立高等学校の学校評価指標について（意見）

県立高等学校の学校評価指標について、県の政策目標として各学校が共通に取り組むべきものや、学力や進路に関する一定の評価指標等、就学予定者等に有用な県立高等学校の比較可能性を示す情報等の一定の項目について、共通項目・共通指標として設定すべきと考える。

③ 学校評価の中期計画化による複数年の比較（意見）

学校の取り組みと成果は数年を要するものが多く、学校評価も本来は中長期計画をもとに年度計画を立てることが正しい姿であると考えます。

県立高等学校が作成する「グランドデザイン」を利用して中長期的な計画を明確に設定することが有用である。また、計画策定に際しては年度の学校評価と同様に、指標による評価基準を明確にしておく必要がある。

さらに、年度評価指標の経年の複数年比較を明示することは、毎年と比較が明確に行え、中長期計画の進捗状況も明確となることから、学校評価において導入すべきと考える。

④ 学校教育アドバイザーチームの学校訪問の今後の取り組みについて（意見）

学校教育アドバイザーチームによる県立高等学校の学校訪問は、平成 26 年度をもって一巡したことをもって終了したが、同チームによる学校訪問を終わらせるのではなく、教育委員会と各県立高等学校の現状や課題の共通認識ができた今であるからこそ、教育委員会と各県立高等学校が一体となって、これまで進めてきた学校評価の取り組みを維持、高度化し、様々な課題に対処していくことが望まれる。

5. 教務に専念できる環境の整備

(1) 校務用コンピュータの導入遅延がもたらすセキュリティ上の問題について（意見）

県立高等学校における校務用コンピュータの平均整備率は、平成 26 年度時点で 47.4%であり、教員 1 人につき校務用コンピュータが 1 台整備されている状況にはないため、実務上の都合から個人用コンピュータを使用する可能性が高まると考えられる。

一般的に、個人用コンピュータは校務用コンピュータと比較してセキュリティ対策が脆弱であることから、情報漏えい等のセキュリティ上のリスクが生じる恐れがある。

これらのリスクを低減させるためにも、教員1人につき1台校務用コンピュータを早急に整備することが望まれる。

(2) 校務支援システムのさらなる推進について（意見）

県では、校務支援システムの試験導入やNPSネットワークの利用等を実施しているが、私立高等学校と比較すると、校務支援システムの活用に関してはまだ十分ではないと考えられる。

校務支援システムのさらなる活用により、教員の事務負担を軽減し、教育に注力出来る環境整備の積極的な推進が必要である。

(3) 事務職員活用による教員負荷軽減のための環境整備について（意見）

監査人が往査した県立高等学校3校のうち1校で、学級費の徴収管理を事務職員ではなく教頭が行っており、教員に負荷がかかっている実態が確認された。一方、往査した私立高等学校では、事務職員が学級費の徴収を行うことで、教員の負荷軽減が図られていた。

県立高等学校においては一部の事務を教育委員会事務局が実施しているため単純に業務量の比較を実施することはできないが、私立高等学校の事務職員1人当たり生徒数は79.8人に対し県立高等学校の事務職員1人当たり生徒数は158.4人であり、県立高等学校の事務職員の業務量が多いことから、県立高等学校において事務の一部を教員が担う結果になっているものと想定される。

教員が教育に専念できる環境を整備するという目的達成のため、事務職員の業務内容を精査するとともに、増員による事務職員数の適正化も検討したうえで、教員が実施している学校の管理運営業務のうち事務職員が実施可能な業務については、積極的に業務を移管して教員の負荷を軽減することが望まれる。

第3. 個別意見

1. 全般

(1) 奨学金未収金の回収の可能性の判断と損失処理の検討について（意見）

県では奨学金の貸与を行っているが、平成26年度末において合計1,540,019千円の滞納が生じている。

回収が困難な奨学金未収金に対する回収活動を継続することは、費用対効果の観点から適当ではない面もあると思われる。

したがって、奨学金を個々の債権ごとに回収の可能性の有無による分類を行い、回収の可能性のある債権については、引き続き回収活動を継続することが適当と考えられる。また、回収の可能性がない債権については、他の地方自治体同様、条例による債権放棄を検討する等の施策を行うことが適当と考えられるが、他の県未収金との整合性を図り、県としての公平かつ効率的な対応を検討する必要がある。

(2) 人事評価制度の改善について（意見）

県における平成26年度の成績率区分別実績は、以下のとおりとなっている。

【表 平成26年度期末・勤勉手当 成績率区分別実績】

評価区分		6月支給		12月支給	
区分	率	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
S	76/100	3	0.1	3	0.1
A	71/100	860	34.7	863	34.9
B	66/100	1,616	65.1	1,608	64.9
C	60/100	1	0.0	1	0.0
D	55/100	1	0.0	1	0.0
計		2,481	100.0	2,476	100.0

「勤務実績の勤勉手当への反映に関する実施要領」第5条に定められているとおり、SとAの職員の割合は35.0%となっているものの、県では評価区分A及びBでそのほとんどを占めており、教員の意欲につながるような人事評価が実施されているかについて疑念があり、検証の必要がある。検証の視点として次の三点が考えられる。

第一に、評価区分の定義が不明確であること。

第二に、評価区分をS、C、Dとする場合、各学校の校長は「勤務実績の勤勉手当への反映に関する実施要領」第3条の内申書を作成しなければならないこと。

第三に、評価区分C及びDとされる教員は、指導や研修の受講によっても改善しない場合など極めて特殊な状況を想定していること。

そのため、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）の趣旨に則り、今後、評価区分の定義を明確にするとともに、教員評価にメリハリをつけることで教員の労働意欲を向上させ、ひいては教育の質の向上につながる制度設計を検討することが望まれる。

(3) 耐震化計画の実現について（意見）

奈良県内の公立高等学校施設の耐震化率は平成27年4月1日時点で76.6%であり、都道府県別で46位と低迷しているだけでなく、他都道府県に比べてかなり低い状況である。

学校施設の耐震化の推進は喫緊の課題であり、その方向性を含め、計画を定めて早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 統合により廃校となった学校校舎等の利活用について

①廃校校舎等の利活用について（意見）

旧奈良工業高等学校・旧御所東高等学校・旧高田東高等学校・旧志貴高等学校の4校の高等学校跡地が未利用となっており、早急な活用方法の検討が必要である。

②郡山高等学校と旧城内高等学校の施設利用状況について（意見）

郡山高等学校と城内高等学校は統合したものの、隣接する両校舎を利用している。一方で平成27年度の学生募集人員の規模は統合前の郡山高等学校単独と同等となっており、これだけを見ると旧城内高等学校分の施設が過剰な施設ではないかと考えられる。プールやグラウンド、その他施設等も2つ必要であるのか、光熱水費、修繕費等の管理費や維持費を勘案の上、学校施設の在り方を見直す必要がある。

2. 現地往査

(1) 資産の現物管理について

①重要物品以外の現物と管理簿の照合について（意見）

現地往査を実施した高等学校のうち、重要物品以外の現物と管理簿の照合について確認を実施した奈良高等学校及び平城高等学校に関しては、平成 26 年度の現物と管理簿の照合はなされておらず、定期的な現物と管理簿の照合も行っていないとのことであった。

現物と管理簿との照合を実施し、現物の確認及び実態を管理簿へ反映する必要がある。

②物品の寄附受納の処理漏れについて（結果）

奈良高等学校では、独立行政法人科学技術振興支援機構から寄附を受けた物品について、物品台帳に記載がなかった。また、譲渡されるまで当該物品は借受けされていたが、この場合、奈良県会計規則第 57 条に基づき物品借受調書の作成が必要であるが、作成されていなかった。

今後、寄附受納したものについて、物品台帳への登載を行うとともに、他校において同様の案件がないかに留意してルールの周知徹底を行う必要がある。

③物品台帳管理について（意見）

奈良高等学校で物品を購入した際、物品管理サブシステムの台帳に入力するとともに、従前の紙台帳にも重複して登載していた。

台帳は一元管理することが原則であり、現存している紙台帳について、今後、効率よく業務が遂行できるよう整理・調整が必要である。

(2) 出納簿の押印漏れについて（結果）

青翔高等学校の現金出納簿を確認したところ、平成 27 年 1 月分の検印が漏れていた。例月検査を適切に実施していることへの重要な証跡となるため、現金出納簿を適切に管理する必要がある。

(3) 非常勤講師勤務簿の押印漏れについて（結果）

青翔高等学校の平成 26 年 12 月分の非常勤講師勤務簿を確認したところ、6 名全員分について、校長による検印が漏れていた。

所属長である校長による検査を適切に実施していることへの重要な証跡となるため、非常勤講師勤務簿を適切に管理する必要がある。

第4. 総括意見

平成27年度から、教育委員会制度が大きく見直され、知事は新たに教育大綱を定めることとされている。

県においても教育大綱（奈良県教育振興大綱）の策定を進めているところであり、特に高等学校に関連する具体的な教育大綱の項目（案）は以下のとおりである。

- ・高等学校教育の質の向上
- ・世界に伍して活躍するグローバル人材の育成
- ・社会的・職業的自立に向けたキャリア・職業教育、就労支援の充実
- ・教職員の資質・能力の向上

これまで、県には教育に関する中長期的な目標が明確に定められておらず、どのような目標意識のなかで政策が推進されているのかについて、不透明な部分があったと思われる。今回制定が求められる教育大綱は、目標設定のための重要なツールであるともいえ、奈良県総合教育会議や奈良県教育サミットなどにおいても、教育大綱で定められる目標設定を踏まえた個別施策への展開と、施策実施結果に係る効果測定の体系を整備すべきと考える。

まず、今回監査で取り上げた私立高等学校に対する補助金について、その目標を教育大綱に紐付け、目標達成のための手段として位置づけられるべきである。特に、奈良県では私立高等学校の果たす役割は大きく、進学実績等においても県内をリードする存在であるともいえる。県が目指す教育改善・実現のためにも、県の意識するKPI（Key Performance Indicator、重要業績評価指標）を私立高等学校にも共有してもらい、県立高等学校、私立高等学校ともに県の高等学校教育の底上げのための取り組みを進めていかなければならない。

また、県立高等学校においても、幅広い進路、職業機会の実現にむけた学習環境の提供の観点から、予算制度や学校評価制度を改善しながら、教育内容の充実を図っていく必要がある。

県立高等学校、私立高等学校ともに公教育を担っているのであって、県の公教育がよりよい方向に向かっているのかを測定し、それを改善につなげるPDCAを進めていくことが必要である。その意味で、教育研究所の更なる活用や人事交流等を通じて、県立高等学校と私立高等学校が情報交換する仕組みを構築すべきである。

最後に、今回の監査を行うなかで、県においては、様々な政策に取り組むにあたっての情報収集が不足しているものと思われた。

県内の高校生の学力、体力、道徳力を高めるための方策を検討する前提として、どのような進路実績があるのか、それは経年比較でどうなのか、どの高等学校が各種の実績を伸ばしているのか、その要因は何なのかを分析する体制作りを強化する必要があると思われる。

以 上